門真市高齢者福祉電話の貸与等に関する要綱

門真市高齢者福祉電話設置要綱（昭和55年６月６日実施）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、ひとり暮らしの高齢者等に本市が電話加入権を有する電話（以下「高齢者福祉電話」という。）を貸与し、又は電話使用料の一部を本市が補助することにより高齢者の安否確認及び緊急連絡の手段を確保し、もって高齢者の福祉の増進を目的とする。

（対象者）

第２条　高齢者福祉電話の貸与を受けることができる高齢者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

⑴　市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されていること。

⑵　年齢が満65歳以上であること。

⑶　在宅かつひとり暮らしの者又はこれに準ずる者であること。

⑷　本人又はその属する世帯が低所得であること。

⑸　現に電話を設置していないこと。

２　前項各号に掲げる要件のいずれかを欠く高齢者で、市長が特に高齢者福祉電話を貸与する必要があると認めるものについては、同項の規定にかかわらず、対象者とすることができる。

（申請）

第３条　高齢者福祉電話の貸与を受けようとする対象者は、高齢者福祉電話借受申請書（様式第１号）に前条第１項各号に掲げる要件を満たしていることを確認できる書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

（決定）

第４条　市長は、前条の申請書を受理したときは、高齢者福祉電話の貸与の可否を決定し、その旨を高齢者福祉電話貸与決定（却下）通知書（様式第２号）により通知

するものとする。

（貸与の手続）

第５条　前条の規定により高齢者福祉電話を貸与する旨の決定通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、市長が別に定める「高齢者福祉電話使用貸借契約」（以下「契約」という。）を直ちに締結しなければならない。

２　高齢者福祉電話の使用方法については、契約の定めるところによる。

（使用料の負担）

第６条　高齢者福祉電話の使用料のうち、本市が負担する使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「本市負担額」という。）を上限とし、本市負担額以外の使用料（以下「借受者が負担すべき使用料」という。）は、借受者が負担するものとする。ただし、借受者のうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）基づく被保護者（以下「被保護者」という。）にあっては、第１号に定める額を除き、当該借受者が全額負担するものとする。

⑴　高齢者福祉電話の新規設置及び廃止に係る工事料　全額

⑵　回線使用料（基本料）　月額 1,836 円（消費税相当額を含む。）

⑶　屋内配線使用料　月額 64 円（消費税相当額を含む。）

⑷　電話機使用料（カラー電話機使用料及びプッシュホン使用料を含む。）　月額 194 円（消費税相当額を含む。）

⑸　ユニバーサルサービス料（消費税相当額を含む。）

２　前項に規定する使用料の支払いは、本市が行う。ただし、借受者が負担すべき使用料については、本市の請求により借受者がその請求月の末日までに本市に納付しなければならない。

（管理）

第７条　借受者並びに養護者及び同居者は、善良なる管理者の注意をもって高齢者福祉電話を使用しなければならない。

（届出）

第８条　借受者（第２号の場合は、その養護者又は同居者）は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく市長に届出しなければならない。

⑴　第２条第１項各号に掲げる要件のいずれか又は同条第２項に規定する市長が特に認めた事由を欠くに至ったとき。

⑵　借受者が死亡したとき。

⑶　３ヶ月以上の入院等が必要と見込まれるとき。

⑷　高齢福祉電話の設置場所を変更しようとするとき。

（貸与決定の取り消し）

第９条　借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、第４条の規定による高齢者福祉電話の貸与の決定を取り消すものとする。

⑴　虚偽の申告その他不正な方法により高齢者福祉電話の貸与を受けたとき。

⑵　高齢者福祉電話に関する福利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はこれらの行為をしようとしたとき。

⑶　前条第１号から第３号までに掲げる事項に該当したとき。

⑷　契約を締結しないとき又は契約内容を遵守しないとき。

⑸　借受者が負担すべき使用料を正当な理由なく、市に対して 30,000 円以上滞納したとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

２　前項の規定により高齢者福祉電話の貸与の決定を取り消された者は、直ちに高齢者福祉電話を返還しなければならない。

３　第１項各号に該当する借受者は、第６条の規定に基づき本市が負担した使用料（同条第１項第１号に規定する工事料を除く。）を返還しなければならない。

（電話を設置している高齢者に対する使用料の一部負担）

第 10 条　第２条第１項各号に掲げる要件のうち同項第５号に掲げる要件のみを欠く高齢者で、かつ、被保護者以外の者について、市長は、その者の申請により第６条第１項（第１号を除く。）の規定を適用することができる。

２　前項の申請は、高齢者福祉電話使用料一部負担申請書（様式第３号）に第２条第１項各号（第５号を除く。）に掲げる要件を満たしていることを確認できる書類又はその写しを添えて行うものとする。この場合において、当該書類又はその写しにより証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

３　市長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し、その旨を高齢者福祉電話使用料一部負担決定（却下）通知書（様式第４号）により通知するものとする。

４　前項の規定により、電話使用料の一部負担を決定する旨の通知を受けた者については、第８条並びに第９条第１項各号（第４号を除く。）及び第３項の規定を準用する。

５　借受者が負担すべき使用料については、電話会社が借受者に対し直接請求し、借受者は金融機関等で納付するものとする。

（高齢者福祉電話の貸与等に関する事務において利用する特定個人情報）

第 11 条　高齢者福祉電話の貸与等に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）は、次に掲げるものとする

⑴　高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報（門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年門真市条例第 27 号。以下「番号条例」という。）別表第３第１号の表の第２の項に規定する住民票関係情報をいう。）

⑵　高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報（当該情報を利用することについて本人から同意を得たものに限る。）

⑶　高齢者に係る生活保護関係情報（番号条例別表第２第１号の表の第１の項に規定する生活保護関係情報をいう。）

（細目）

第 12 条　この要綱の運用について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、昭和 56 年 11 月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から実施する。

附　則

（実施日）

１　この要綱は、平成９年４月１日から実施する。

（使用料の経過措置）

２　この要綱の改正前の門真市老人福祉電話設置要綱（昭和 55 年６月６日実施）第６

条第２項ただし書の規定による超過使用料の支払が、実施の日の現在未納となっている場合は、当該未納分については、この要綱第６条第２項の規定によるものとする。

附　則

（施行期間）

１　この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の門真市老人福祉電話貸与要綱第６条並びに第 10 条第１項及び第５項の規定は、平成 18 年７月分以降の請求から適用し、同年６月分以前の請求については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 19 年３月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の門真市老人福祉電話貸与要綱第６条の規定は、平成 19 年２月分以降の請求から適用し、同年１月分以前の請求については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱の施行の際現に高齢者福祉電話の貸与を受けている者又は使用料の一部負担を受けている者に係るこの要綱による改正後の門真市老人福祉電話貸与要綱第６条及び第 10 条第１項の規定は、平成 20 年７月分以降の請求から適用し、同年６月分以前の請求については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 24 年７月９日から施行する。ただし、第５条第２項の改正規定は、同年７月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の門真市高齢者福祉電話の貸与等に関する要綱第６条第１項の規定は、平成26年５月分（20日払いの請求にあっては同年６月分）以降の請求から適用し、同年４月分（20日払いの請求にあっては同年５月分）以前の請求については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

高齢者福祉電話借受申請書

年　　月　　日

門真市長　様

申請者 氏　　名　　㊞

住　　所

電話番号

続　　柄

高齢者福祉電話借受について、次のとおり申請
高齢者福祉電話を借り受けるに当たり、必要な世帯状況、所得情報等を調査することに同意します。

対象者（本人）	住　　所	門真市		
	ふりがな 氏　　名			
	生年月日	明治　・　大正　・　昭和　　年　　月　　日 生　（男･女）		
	月　　収	約　　万円	受給年金等の種類	国民・厚生・遺族・障害・生保・（　　）
	健康状態	健康・病弱・寝たきり	身障手帳の有無	有［　　］・　無
	同居家族の有無	有　・　無	家屋の種類	持家（家･ﾏﾝｼｮﾝ）　賃貸（団地･ﾏﾝｼｮﾝ･文化･家） その他（　　）

	氏　　名	続柄	住　　所	電　　話	備考
連絡先				（自宅） （携帯）	
				（自宅） （携帯）	
				（自宅） （携帯）	

高齢者福祉電話を必要とする理由

様式第２号（第２条関係）

門保高第　　号
平成　　年　　月　　日

様

門真市長　　園部　一成

高齢者福祉電話貸与決定（却下）通知書

平成　　年　　月　日付で申請のありました高齢者福祉電話の設置につきましては、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

１．貸与開始日　　平成　　年　　月　　日
２．電 話 番 号
３．貸与のできない理由

様式第３号(第 10 条関係)

高齢者福祉電話使用料一部負担申請書

年　　月　　日

門真市長　様

申請者 氏　　名　　㊞

住　　所

電話番号

続　　柄

高齢者福祉電話使用料の一部負担を受けたいので、次のとおり申請します。
高齢者福祉電話使用料一部負担に当たり、必要な世帯状況、所得情報等を調査することに同意します。

対象者（本人）	住　　所	門真市		
	ふりがな 氏　　名		電　話　番　号 ―　　―	
	生年月日	明治　・　大正　・　昭和　　年　　月　　日 生　（男･女）		
	月　　収	約　　万円	受給年金の種類	国民･厚生･遺族･障害･(　　)
	健康状態	健康・病弱・寝たきり	身障手帳の有無	有［　　］・　無
	同居家族の有無	有　・　無	家屋の種類	持家(家･ﾏﾝｼｮﾝ)　借家(団地･ﾏﾝｼｮﾝ･文化･家) その他(　　)

	氏　　名	続柄	住　　所	電　　話	備考
連絡先				(自宅) (携帯)	
				(自宅) (携帯)	
				(自宅) (携帯)	

高齢者福祉電話を必要とする理由

様式第４号（第10条関係）

門 保 高　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

門真市長　園部　一成

高齢者福祉電話使用料一部負担決定（却下）通知書

平成　　年　月　　日付けで申請のあった電話使用料の一部負担については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１．使用料一部負担開始日　　平成　　年　月　　日
２．対象電話番号
３．使用料の一部負担ができない理由